

# 本證寺藏『実如判五帖御文』の助動詞「シム」について

石川洋子

## 一、はじめに

使役・尊敬の助動詞と呼ばれる「しむ」の意味・用法、及び、その変遷について、『日本文法大辞典』、『日本語文法大辞典』<sup>(2)</sup>、『古語大辞典』（小学館）<sup>(3)</sup>、『角川古語大辞典』<sup>(4)</sup>の「しむ」の項目、『日本国語大辞典 第二版』<sup>(5)</sup>では「しめる」の項目を参考にしてまとめると、次の通りである。

「しむ」は奈良時代において、使役の意味で最も盛んに用いられている。平安時代になると、使役の意味には、和文では「す」「さす」が用いられるようになり、「しむ」は漢文訓読系の文章や和漢混淆文系のものに少し現れる程度で、「しむ」は尊敬の意味の他はあまり用いられなくなつた。鎌倉以降に至り、「しむ」は、再び使役の意味で軍記物や説話

集などに頻出し、文章語や書簡用語として用いられた。「しむ」は漢文訓読語としては、使役の意に限られるのに対して、変体漢文や仮名文学作品においては、平安時代の末期以降から、尊敬の意の他に謙譲などの敬語の用法をも生じた。中世にはいると、尊敬の用法はやがて衰退した。

以上が「しむ」に対する現時点での共通認識であると考えられるが、『五帖御文』に使用されている「シム」については、右の共通認識では説明しきれないものがあるようである。<sup>(6)</sup>

そこで、この論文では、本證寺藏『実如判五帖御文<sup>(7)</sup>』（以下、本證寺本と称する）を用いて、その中の助動詞「シム」について調査検討するものである。

## 二、助動詞「シム」の活用形とその上接語・下接語について

本證寺本に使用されている助動詞「シム」は六十五例ある。他に、「奥書」の漢文の中に「令」の字が一例あるが、「令」の字に片仮名で読みが示されていないので、ここでは用例に含めない。

六十五例ある助動詞「シム」を、活用形ごとに用例数をまとめてみると、次の通りである。

「シメ」（未然形）……九例

「シメ」（連用形）……十一例

「シム」（終止形）……五例

「シムル」（連体形）……三十例

「シムレ」（已然形）……なし。

「シメヨ」（命令形）……なし。

以上、已然形と命令形に用例はなく、形から見ると、「シメ」（未然形・連用形）が三十例、「シムル」が三十例と同数であり、「シム」が五例である。

「しむ」は、尊敬の動詞とともに用いて、尊敬の意味になり、謙讓語に付いて、謙讓の意味になることが多い。そこで、次に、「しむ」の上接語と下接語について調査検討する。

まず、助動詞「シム」の上接語についてまとめてみると、すべて動詞であり、三十二種ある。また、その動詞の中に謙讓語は含まれていない。次の通りである。

1、二字漢語サ変動詞が、二十五種と最も多く助動詞「シム」に上接している。その二十五種の二字漢語サ変動詞とは次の語である。

決定す・存知す・獲得す・存命す・繁昌す・群集す・居住す・讚嘆す・腹立す・出来す・具足す・建立す・違例す・経廻す・治定す・念佛す・往生す・堪忍す・聴聞す・退転す・發得す・相違す・上洛す・退散す・覺悟す  
2、一字漢語サ変動詞は、次の一種である。

信す

3、動詞のうち、漢語サ変動詞ではない動詞（以下、これを「その他の動詞」と便宜的に呼ぶ）は、次の七種である。  
聞く・取る・願ふ・勧め入る・惑ふ・得・興す

右の動詞を、用例数の多い語の順番にまとめるに、次の通りである。

1、二字漢語サ変動詞（二十五種五十三例）

○決定す……十三例

○獲得す……五例

○存知す……四例

○存命す・居住す……各三例

○繁昌す・群集す・讚嘆す・腹立す・出来す……各二例

○具足す・建立す・違例す・経廻す・治定す・念仏す・往生す・堪忍す・聽聞す・退転す・発得す・相違す・上  
洛す・退散す・覚悟す……各一例

2、一字漢語サ変動詞（一種一例）

○信ず……一例

3、その他の動詞（七種十一例）

○聞く……二例

○取る・願ふ……各二例

○勧め入る・得・惑ふ・興す……各一例

次に、「シム」の下接語についてまとめる。次の通りである。その下接語の動詞の中に尊敬の動詞「給ふ」は二例ある。

1、名詞……根元・人・上・子細・分・条・しるし・すがた

2、形式名詞……とき・よし・もの・ところ・こと・やう（様）・ゆへ（ゆゑ）

3、動詞……給ふ・終はる

4、助動詞……ん（む）・たり（完了）・べし

5、助詞……て・と・ばかり・あひだ（間）

### 三、助動詞「シム」の意味・用法について

ここでは、本證寺本に用いられている「シム」の全用例の六十五例について、その意味・用法について調査検討する。「シム」の意味・用法については、使役、尊敬、謙譲、それ以外（使役なのか、敬語の用法なのか、明らかでない用例）と四分類する。その分類の理由は後述する。

以下、用例の示し方であるが、用例の後にある括弧内の漢数字は、本證寺本の何帖目・何通目かを示し、アラビア数字は、助動詞「シム」が出てくる頁・行数を示す。用例中の傍線は、「シム」のある場所が分かりやすいように石川が施したものである。尚、本證寺本には漢字に読みを示す仮名が記されているが、ここでは省略する。

### 1、使役の意味

使役の意味の用例は、十三例ある。次の通りである。

①ツキニ 佛法ニス、メイレシメン タメノ 方便ニ |

②他力ノ信心 ヒトツヲ トライメンカ タメノ 方便ニ |

③末代ノ五逆 女人ニ 安養ノ往生ヲ ネカハシメンカ タメノ 方便ニ |

④南無阿弥陀佛ノ六字ヲ シンセシメンカ タメナリトイフ コ、ロナリト オモフヘキモノナリ |

(二一三、120頁1行目)

(二一一〇、166頁2行目)

(四一三、331頁5行目)

(五十九、446頁4行目)

(四一三、330頁5行目)

(四五、346頁6行目)

(五十一、447頁5行目)

(五十五、471頁2行目)

(一一一、7頁3行目)

⑤釋迦 韋提ヲ シテ 安養ヲ ネカハシメ タマヒシニ ヨリテ |

⑥ヒカ法門ヲ タテ、諸人ヲ マトハシメテ |

⑦佛ノ カタヨリ 往生ハ 治定セシメ タマフ |

⑧極楽へ 往生セシムヘキ ナリ |

(10)如來ノ 教法ヲ ワレモ信シ ヒトニモ ヲシヘキカシムル ハカリナリ

(11)當山ヘ 道俗男女 參詣ヲ イタシ 群集セシムル ヨシ

(12)弥陀如來ノ 御方便ヨリ ヲコサシムル モノナリト オモフヘシ

(13)廻心懺悔シテ諸人ノ耳ニ コレヲ キカシムル ヤウニ

右の十三例の使役の意味の「シム」の用例において、「誰が、誰に、その動作をさせるのか」を確認しておく。次の

通りである。

- ①は「阿弥陀如來が、衆生に、仏法を勧め入れさせる」、
- ②は「阿弥陀如來が、衆生に、信心を取らせる」、
- ③は「阿弥陀如來の本願が、五逆の惡人・五障の女人に、願わせる」、
- ④は「阿弥陀仏が、衆生に、六字を信じさせる」、
- ⑤は「釈迦が、韋提に、案養を願わせなさった」、
- ⑥は「僻法門を立てた人が、諸人を、惑わせる」、
- ⑦は「仏が、衆生に、往生を治定させなさる」、
- ⑧は「阿弥陀如來が、衆生を、往生させる」、
- ⑨は「親鸞聖人が、衆生に、教法を説き聞かせる」、
- ⑩は「親鸞聖人が、衆生に、教法を教え聞かせる」、

(一一一、7頁6行目)

(一一七、40頁3行目)

(一一一、103頁5行目)

(四一五、348頁1行目)

⑪は「蓮如上人の評判が、道俗男女に、群集させる」、

⑫は「阿弥陀如来が、衆生に、興させる」、

⑬は「坊主が、心ある人々に、廻心懺悔を聞かせる」、

右のように、「上位者が、下位者に、その動作・行為をさせる」とときに用いられた「シム」を「使役」の意味での用例と認めた。

次に、十三例の使役の意味の「シム」の用例に上接する動詞を見てみると、その他の動詞の「勧め入る・取る・願ふ・惑ふ・聞く・興す」が六種九例と多く、他は、一字漢語サ変動詞が「信す」の一例、二字漢語サ変動詞が「治定す・往生す・群集す」の三例となっている。使役の意味での「シム」の上接語は、その他の動詞が十三例中九例と、最も多く用いられていることが明かである。

## 2、尊敬の意味

右の「使役の意味」の中の用例⑦は、尊敬語の補助動詞「タマフ」とともに用いられている。この「シム」は、使役とも尊敬とも解釈できる用例である。そこで、「尊敬」の意味の用例としても、次に示す。

⑦佛ノ カタヨリ 往生ハ 治定セシメ タマフ

(五十一、四七頁5行目)

因に、用例⑤も尊敬語「タマフ」とともに用いられているが、この用例の「シム」は、使役の意味である。

### 3、謙讓の意味

謙讓の意味の用例は、十五例ある。次の通りである。

⑭一念歸命ノ 他力安心ヲ 佛智ヨリ 獲得セシメン 身ノウヘニ ヲヒテハ

⑮越前 加賀 諸所ヲ 經廻セシメ ヲハリヌ

⑯ハカラサルニ イマニ 存命セシメ

⑰ステニ カタノコトク 一宇ノ坊舍ヲ 建立セシメ

⑯愚老 當年ノ夏コロヨリ 違例セシメテ

⑯コノ在所ニ居住セシムル根元ハ

⑯コノ四ヶ年ノアヒタ居住セシムル根元ハ

⑯今日今時マテ堪忍セシムル トコロナリ

⑯タシカニ聴聞セシムル アヒタ

⑯イマニ耳ノソコニ 退轉セシムル コトナシ

⑯他力ノ信心發得セシムル ウヘ ナレハ

⑯往生極樂ノ 先相ナリト 覚悟セシムルトコロナリ

⑯愚老 ステニ 八旬ノヨハヒ スクルマテ 存命セシムル シルシニハ

(四一二、323頁2行目)

(一一八、47頁4行目)

(三十一、285頁7行目)

(四一十五、406頁6行目)

(四一十五、410頁2行目)

(一一八、49頁1行目)

(一一三、118頁2行目)

(一一三、118頁7行目)

(四一四、336頁2行目)

(四一四、336頁4行目)

(四一四、339頁1行目)

(四一十三、396頁7行目)

(四一十三、399頁3行目)

㉗コノ在所ニ 居住セシムル 根元ハ

(四一十五、407頁3行目)

㉙愚老ステニ 當年ハ 八十四歳マテ 存命セシムル条

(四一十五、409頁5行目)

右の⑯から㉙までの十五例は、全て、主体は蓮如（あるいは蓮如の側）であり、蓮如（あるいは蓮如の側）が、自分の（あるいは自分たちの）動作・行為に対しても「シム」を用いているものである。この蓮如の動作・行為を受ける相手は蓮如の門徒・坊主・聴聞している人々等である。したがって、この十五例の用例は、蓮如が自分の行為をへりくだつて、聞き手である門徒等へ敬意を示したことになるので、右のように、「蓮如が、自分の行為をへりくだつて、門徒等に敬意を表する」ときに用いられた「シム」を「謙譲」の意味での用例と認めた。

ただし、謙譲の意味と認めるには、この十五例はすべて、「奉る」というような謙譲語とともに用いられず、「しむ」は単独で用いられている点と、本願寺第八世である蓮如が、一般的の門徒等に対して謙譲語を用いることがあるのか明らかでないという点で、さらなる検討が必要である。

そこで、その検討の一つとして、次の調査を行なった。右の用例の「シム」に上接する動詞を見ると、すべて二字漢語サ変動詞で、十一種十五例である。それを用例数からまとめるに、「存命す・居住す」が各三例、「獲得す・経廻す・建立す・違例す・堪忍す・聴聞す・退転す・発得す・覚悟す」が各一例となっている。

この二字漢語サ変動詞について調査したところ、「建立す」と「居住す」とに類似の用例があった。用例⑯「建立セシメ」の類似の用例とは、次の通りである。

カタノコトク 一宇ヲ 建立シテ 昨日今日トスキユク ホトニ (一一八、48頁2行目、波線・石川、以下同様)

これは「建立シテ」とあり、用例⑯のように「建立す」の下に「シム」は用いられていないという相違はあるが、この類似した用例と用例⑰との間に基本的な意味の違いはないところである。となれば、用例⑰に用いられている「シム」はどのような意義を持っているのであるか。両者のこの部分の比較だけでは分からないので、両者の前後の文を調べてみると、類似の用例の方は、その前後の文に「シム」が用いられているのに対し、用例⑰は、その前後の文に「シム」は用いられてない。これは「建立す」の下に「シム」が有るか無いかという違いより、前後の文に「シム」が用いられているかどうかの違いであり、「シム」は使役ではなく、敬語の用法であると考えられる。

また、用例⑲・⑳・㉑「居住セシムル」の類似の用例は、次の通りである。

北陸ノ山海ノカタホトリニ<sup>居住</sup>スト イヘトモ

(三)一一、285頁6行目)

これも前後の文を調査した結果は、「建立」の場合と同じであった。類似の用例の方は、その後の文に「シム」が用いられているのに対し、用例⑲・⑳・㉑は、その前後の文に「シム」は用いられない。

以上のことから、この十五例の「シム」は、敬語の用法であり、先に謙譲の意味に分類したものであるが、「シム」の有無による類似の用例も見られることから、一歩進めて、丁寧の意味としても考えられるのではないかと思う。

また、右の中の用例⑯・㉖・㉗は、「存命す」に「しむ」が下接した用例であるが、この三例は、「蓮如上人が、阿弥陀如来に、存命させられた」と、使役の意味にも解釈できるものである。

## 4、使役なのか、敬語の用法（尊敬・謙譲・丁寧）なのか、明らかでない用例

本證寺本の「シム」の全六十五例のうち、使役なのか、敬語の用法（尊敬・謙譲・丁寧）なのか、明らかでない用例は、三十七例ある。まず、この三十七例を上接語によって分類し、その上接語の用例の多いものから示すと、次の通りである。

○上接語が「決定す」である用例は、次の十三例である。

㉙ワカ身ノ 今度ノ報土往生ヲ 決定セシメンコソ マコトニ聖人謝徳ノ 総志ニ アヒカナフヘケレ

㉚金剛堅固ノ 信心ヲ 決定セシメンコト マコトニ 弥陀如来ノ 本願ニ アヒカナヒ (四一十五、409頁1行目)

㉛マコトニモテ 他力ノ 安心決定セシメンタル 分ナシ (二一五、132頁4行目)

㉜サレハ 一念歸命ノ信心 決定セシメンタル 人ハ カナナス ミナ報土ニ 往生スヘキコト サラニモテ ソノウタカヒアルヘカラス

㉝弥陀ニ歸シテ 信心決定セシメンタル 分ナクハ 報土往生 スヘカラス (三一七、255頁5行目)

㉞内心ニハ サラニモテ當流 安心ノ 一途ヲ 決定セシメンタル 分ナクシテ (三一八、259頁7行目)

㉟夫 當流門徒中ニヨヒテ ステニ 安心決定セシメンタル 人ノ 身ノ ウヘニモ (三一十三、300頁1行目)

㊱カヤウニ 信スル 機ヲ 安心ヲ ヨク 決定セシメンタル 人トハ イフナリ (五一二十一、486頁2行目)

③7) 今日ヨリシテ 他力ノ大信心ノヲモムキヲ ネンコロニ ヒトニ アヒタツネテ 報土往生ヲ 決定セシムヘキナリ

(三一一、205頁6行目)

③8) タ、一念歸命ノ 他力ノ 信心ヲ 決定セシムル トキハ サラニ<sub>男女老少ヲ</sub> エラハ サルモノナリ

(一一一、12頁4行目)

③9) 抑 當流ノ他力信心ノヲモムキヲ ヨク 聽聞シテ 決定セシムル ヒト コレ アラハ

(二一六、138頁1行目)

④0) 一 モトヨリ 我 安心ノヲモムキ イマタ 決定セシムル 分モ ナキ アヒタ

(四一八、373行1行目)

④1) サラニ シカノトモ 決定セシムル スカタ コレ ナシト ミヲヨヘリ

(四一十三、399頁6行目)

○上接語が「獲得す・存知す」である用例は、それぞれ四例ずつある。

④2) 弥陀願力ノ 信心ヲ 獲得セシメタラン人ノウヘニ ヲヒテ コソ

(三一一、290頁2行目)

④3) 信心ヲ 獲得セシメタル ヒトモ アルヘシ

(五一十一、449頁2行目)

④4) 往生淨土ノ信心 獲得セシムヘキ モノナリ

(四一八、368頁5行目)

④5) 本願眞實ノ 信心ヲ 獲得セシムル ヒト ナクハ

(三一九、269頁3行目)

④6) 他力ノ信心ト イフコトヲ ヨク存知セシメン ヒトハ

(二一八、149頁6行目)

④7) コノ三ヶ條ノ 篇目ヲモテ コレヲ 存知セシメテ

(二一三、116頁4行目)

④8) 當流眞實ノ正義ヲ ヨク 存知セシメタル ヒトトハ ナツクヘキモノナリ

(二一十二、299頁2行目)

④9) 自今已後ニヲヒテハ コノ イハレヲ 存知セシメテ

(四一五、343頁1行目)

○上接語が「繁昌す・腹立す・出来す・讚嘆す」である用例は、それぞれ一例ずつある。

◎信心決定ノ行者モ繁昌セシメ

◎眞實信心ノ行者繁昌セシムルユヘナリ

◎坊主ヨリコレヲ腹立セシムルヨシ

◎坊主ノ信心不足ノヨシヲマウセハモテノホカ腹立セシムル条

◎ヤ、モスレハ醉狂ノミ出来セシムルアヒタ

◎念佛ヲモマウサントモカラモ出来セシムルヤウニモアレカシトオモフ

◎當流ノ正義ヲカタノコトク讚嘆セシムルヒトヲミテハ

◎當流ノ義ヲ荒涼ニ讚嘆セシムルアヒタ

○上接語が「得・取る・具足す・群集す・念仏す・相違す・上落す・退散す」である用例は、それぞれ一例ずつある。

◎各々ニ眞實ニ決定信ヲエシメン人アラハ

◎信心ヲトラシメテ報土往生ヲトクヘキ事

◎眞實ノ信心ヲ具足セシメタル行者トモナツクヘキモノナリ

◎道俗男女群集セシムトイヘトモ

◎眞實報土ノ往生ヲネカヒ稱名念佛セシムヘキモノナリ

◎コノ衆中ニヲヒテ萬一相違セシムル子細コレアラハ

(四一十五、407頁7行目)

(四一六、351頁1行目)

(四一七、362頁6行目)

(四一八、374頁4行目)

(四一九、375頁5行目)

(四一十五、408頁1行目)

(三一十二、293頁5行目)

(四一一、319頁6行目)

(四一八、381頁5行目)

(二一三、117頁1行目)

(四一十二、395頁1行目)

(一一八、48頁5行目)

(四一六、325頁4行目)

(四一六、358頁5行目)

⑯莫太ノ 苦勞ヲ イタシテ 上洛セシムル トコロ

(四一七、361頁4行目)

⑰ナニノ 所詮モ ナク 退散セシムル条 シカルヘ カラス

(四一十二、392頁7行目)

この三十七例は、すべて、「御文」の書き手である蓮如が、聞き手である門徒・坊主・聴聞している人々等の動作・行為を表す動詞に「シム」を下接しているものである。「書き手が動作・行為をする人に敬意を示す」場合、普通、尊敬語とされるが、ここでの「シム」は、「給ふ」というような尊敬語とともに用いられず単独で用いられている点と、本願寺第八世である蓮如が門徒等に対して尊敬語を用いることがあるのかという点で、この「シム」をすぐに尊敬の意味とするには躊躇されるのである。

御文に用いられる尊敬語に関しては、藤原徳悠氏の『蓮如上人△御文△の敬語表現<sup>(8)</sup>』がある。それによると、次のようにある。

御文は、門徒に読み聞かせるものとして作られたので、その敬語表現ははつきりしている。

阿弥陀仏と親鸞聖人に対しても、最高の尊敬表現を用いていい。

法然聖人、龍樹菩薩、八幡大菩薩などには尊敬表現が用いられているが、曇鸞、善導には敬語表現があつたりなかつたりである。勸経三経には敬語表現は用いられていない。

「諸山寺の内にある碩学たち」には、尊敬の助動詞「る・らる」が用いられている。

しかしながら、同書には、「しむ」に関しては、尊敬語の助動詞の中に分類されているが、その説明は何も付されて

はない。

ところで、この三十七例の「シム」、及び、先に、謙譲の意味とした十五例の「シム」のように、従来の「使役・尊敬」いすれにも属さない用法とされる中世における「しむ」については、以下の先行研究がある。

榎克明氏<sup>(10)</sup>は、親鸞の和讃等の「しむ」は使役の意味であるが、「みずからをして何々せしむ」という意味になる「再帰的用法」であるとされる。そして、「その背後には、阿弥陀仏が衆生救済の方便としてこれを使役し行動させるのである——つまり、衆生が行動するのは、実は阿弥陀仏が行動せしめるのである——という思想がよこたわっているのではないかと想像されるのです」と述べておられる。

中川浩文氏<sup>(12)</sup>は、『三帖和讃』の「しむ」を「謙譲」の意味であるとされ、片岡了氏<sup>(13)</sup>は、『御文』の「しむ」を「丁寧語とすべきである」とされる。

重見一行氏<sup>(14)</sup>は、「和文文法的に表現すれば、『莊重（乃至丁重——書状等）表現効果を有する補助動詞的用法』と定義され得るのではないか」とされ、木田隆氏<sup>(15)</sup>は、「被支配待遇的表現」と使役性強調表現の二用法として把握することができるとされている。

「レ」のように多種の考え方が出てくるのは、「令」の用法に原因があるらしい。松下楨三氏<sup>(16)</sup>は、『吾妻鏡』における「令」の用法について次のように述べておられる。

「令」という字をシムと読むことに変りはないが、記録文は漢字ばかりで書かれるもので、（中略）それこれ相まって、前後の文脈が變ってきて、「令」の意味も、二通り三通りに理解し得ることもあるのである。

これらの先行研究をふまえて、前述した三十七例の「シム」の意味・用法について考察する。

まず、十三例ある用例<sup>29</sup>から<sup>41</sup>の「シム」の上接語「決定す」について調査検討する。「決定」という語は、本證寺本には全部で七十四例用いられている。その中で、名詞「決定」は二十一例あり、二字漢語サ変動詞「決定す」は五十三例ある。五十三例の中で「決定セシム」というように「シム」が下接している用例は右の十三例であり、「決定す」に「シム」が下接していない用例は四十例である。単純に数字で比較すると、「シム」が下接していない用例は、下接している用例の約三倍あることになる。

「決定」とは、「本願を信じ、深く往生が定まる」という意の浄土真宗において重要な語である。「シム」の下接した十三例と、「シム」の下接していない四十例とを比較すると、「シム」の下接する用例は、自分が自分で決定させるのではあるが、その背景には阿弥陀如来が決定させるのであるという「再帰的用法」を、蓮如は意識しているのではないかと思われる。「シム」の下接していない四十例の文脈よりも、阿弥陀如来の存在の意識が、意識的にせよ無意識的にせよ、強いときに「シム」が下接されるのではないかと思われるのである。その例として、次に「シム」の下接していない四十例の中の二例をあげる。

イソキテ安心決定シテ 浄土ノ 往生ヲ ネカフヘキナリ

信心ヲ決定セスハ今度ノ報土ノ往生ハ不定ナリ

(五十一、450頁6行目)  
(五十一、449頁5行目)

また、同時に、この十三例の「シム」は、蓮如が聞き手である門徒達に向けて敬意を表した「丁寧語」としても解釈

できるのである。丁寧語であるために、その使用・不使用には、そのときどきの差が生じるのである。次は、用例④と類似しているが、「シム」の下接していない用例である。

コレヲ當流ノ安心決定シタル信心ノ行者トハマウスヘキナリ

(一一三、19頁2行目)

⑬カヤウニ信スル機ヲ安心ヲヨク決定セシメタル人トハイフナリ

(五一一一一、486頁2行目)

コレマコトニワレラカ往生ノ決定スルスカタナリ

(一一一八、151頁6行目)

⑪サラニシカトモ決定セシムルスカタコレナシトミヲヨヘリ

(四一十三、399頁6行目)

蓮如は、「シム」を下接することにより、「再帰的用法」と「丁寧」の意味とを同時に言い表したと見ることは出来ないであろうか。

さらに、単独で用いられた「シム」が尊敬の意味を表すのか、丁寧の意味を表すのかを考察するために、次に、「決定す」に尊敬語の補助動詞「給ふ」が下接する用例をあげる。

多屋内方モソノホカノ人モ大略信心ヲ決定シ給ヘルヨシキコエタリ。

(一一一、99頁3行目)

この用例は「シム」を下接していない。つまり、「シム」を本来の「尊敬」の意味として「決定セシメ給ヘル」としないのである。それはなぜかというと、前述した用例⑦の場合は、主語が「佛」であったので最高敬語の「シメ給フ」が用いられたが、この用例の主語は「多屋内方モソノホカノ人モ」であるからである。「シム」を取って「給ふ」のみを用いて、「佛」よりも敬意は低いが「多屋内方モソノホカノ人モ」にも敬意を示したのである。

では、「シム」単独の用法の「決定セシム」は「尊敬」の意味を表すのであるうか。「尊敬」の意味を表すとすれば、

「給ふ」よりもさらに敬意の低いものになるであろう。そう考へると、「シム」が下接した十三例は「丁寧語」として考えた方が現実的ではないかと思われる。

他の上接語「獲得す・存知す・繁昌す・腹立す・出来す・得・取る・具足す・群集す・念仏す・相違す・上洛す・退散す」についても「決定す」と同様に調査検討すると、「讚嘆す」以外の「シム」は、「再帰的用法」でも「丁寧」の意味でも、両者ともに解釈できるという結果であった。

「讚嘆」は現代語のように「感心して褒める」という意味ではなく、「評判する。あれこれ論ずる」という意味である。用例<sup>56</sup>、<sup>57</sup>の「讚歎セシムル」は、再帰的用法では解釈できず、丁寧の意味と考えられる。次の通りである。

(56) 當流ノ正義ヲ カタノコトク 讚嘆セシムル ヒトヲ ミテハ

(57) 當流ノ義ヲ 荒涼ニ 讚嘆セシムル アヒタ

(三一十二、<sup>293</sup>頁5行目)  
(四一、<sup>319</sup>頁6行目)

#### 四、終わりに

以上、本證寺藏『実如判五帖御文』の助動詞「シム」について調査検討した。その結果、次のことが言える。

a、「上位者が、下位者に、その動作・行為をさせる」ときに用いられた「シム」を「使役」の意味での用例と認めた。その使役の意味の「シム」に上接する動詞は、その他の動詞「勧め入る・取る・願ふ・惑ふ・聞く・興す」の六種九例で、使役の用例十三例中九例と、最も多く用いられている。このことから、「シム」が使役の意味のとき

は、その他の動詞に下接することが多い。

b、尊敬を表す「シム」の用例は少ない。

c、「蓮如が、自分の行為をへりくだつて、門徒等に敬意を表する」ときに用いられた「シム」を「謙譲」の意味での用例と認めた。その謙譲の意味の「シム」に上接する動詞を見ると、すべて二字漢語サ変動詞であり、十一種十五例である。その二字漢語サ変動詞は「存命す・居住す・獲得す・経廻す・建立す・違例す・堪忍す・聴聞す・退転す・発得す・覚悟す」である。

d、蓮如が、聞き手である坊主・門徒・聴聞している人々等の動作・行為を表す動詞に「シム」が下接している用例の「シム」の意味・用法については、「再帰的用法」の意味を底流に視かせ、聞く人たちには「丁寧」にも聞こえるいう、両者の意味が共存する二重構造になっている。この二重構造の意味の「シム」に上接する動詞は、その他の動詞「得・取る」が二種二例であり、その他はすべて二字漢語サ変動詞で、「決定す・獲得す・存知す・繁昌す・腹立す・出来す・讚嘆す・具足す・群集す・念佛す・相違す・上落す・退散す」の十三種三十五例である。

## 注

- (1) 松村明編 明治書院 一九八九（平成元）年十一月
- (2) 山口明穂・秋本守英編 明治書院 二〇〇一（平成十三）年三月
- (3) 中田祝夫・和田利政・北原保雄編 一九九四（平成六）年一月 コンパクト版
- (4) 第三巻 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編 一九八七（昭和六十二）年九月

(5) 第六卷 日本国語大辞典第二版 編集委員会・小学館国語辞典編集部 小学館 二〇〇一（平成一二）年六月

(6) 『御文』に用いられた「しむ」に関する文献に、次の三つがある。

○片岡了「中世における『シム』の一用法」（『大谷学報四十四—四』）一九六五（昭和四十）年三月

○片岡了「仮名法語史から見た『御文』」（『講座 蓮如 第二巻』）平凡社 一九九七（平成九）年三月

○正林菊子「御文章中の『しむ』の用語についての一試論——御文章の『場』の設定との関連において——」（『資料 平成元年

度 蓮如上人の研究』浄土真宗教研究所 一九九〇（平成二）年三月

(7) 『実如判五帖御文の研究 影印篇』（同朋大学仏教文化研究所 研究叢書II）法蔵館 一九九九（平成十二）年三月

(8) 和泉書院 二〇〇一（平成十三）年七月 二頁。

(9) 注8の文献。五頁。

(10) 横克明「再帰的助動詞『しむ』——シンラン研究のついで——」（『語文』）一九五六（昭和三十一）年七月

(11) 注10の文献。二十一頁。

(12) 中川浩文「三帖和讃の用法」（『女子大国文』）一九六五（昭和四十）年五月

(13) 注6の第二文献。一七二頁。

(14) 重見一行「親鸞の和讃における『しむ』の用法——鎌倉期和化漢文中の『令』に関する試論——」（『国語国文』）一九七七（昭

(15) 和五十二）年十月 二十九頁。

(16) 木田隆「『吾妻鏡』における助動詞『令』の用法について」（『鎌倉時代語研究』第十四輯）武藏野書院 一九九一（平成三）年十月

七月 木田隆「『三帖和讃』のシムについて」（『鎌倉時代語研究』第十四輯）武藏野書院 一九九一（平成三）年十月

木田隆「『三帖和讃』のシムについて」（『鎌倉時代語研究』第十四輯）武藏野書院 一九九一（平成三）年十月

木田隆「『吾妻鏡』における助動詞『令』の用法について」（『鎌倉時代語研究』第十二輯）武藏野書院 一九八九（平成元）年

木田隆「『吾妻鏡』における助動詞『令』の用法について」（『鎌倉時代語研究』第十四輯）武藏野書院 一九九一（平成三）年十月

木田隆「『三帖和讃』のシムについて」（『鎌倉時代語研究』第十四輯）武藏野書院 一九九一（平成三）年十月